

保育士養成校教員として児童福祉施設福祉サービス 第三者評価事業に携わる意義

成田朋子

I はじめに

第二次世界大戦後50年以上が経過し、世の中が大きく変化した我が国では現在、新しい時代を切り開くために、さまざまな分野でその因って立つところの見直し、つまり基礎構造改革が進められつつある。子ども家庭福祉の分野も例外ではなく、第二次世界大戦後の混乱期に設定された後50年間大きな変更のなかった基本的枠組みに対する見直しが行われることになり、見直しを具体化する一つの仕組として第三者からの評価が求められることになった。保育所に対しても何年か前から第三者評価事業が導入されるとの情報は流布されたが、保育現場では、実態がよく把握されないまま戦々恐々としているのが現状ではないだろうか。

そこで、「第三者評価機関」として厚生労働省の委託を受けた社団法人全国保育士養成協議会(HYK)が2002(平成14)年度より実施することになった児童福祉施設福祉サービス第三者評価事業を中心に、保育所に対する第三者評価事業とはどのようなものであるのか、どのように対すればよいのかについて考えてみたい。そして、多くの保育士養成校教員が調査者として第三者評価事業に関わっていることを踏まえ、養成校教員が評価調査者を担う意味について考察を加えたい。

II 第三者評価事業実施の背景

第三者評価事業について考察する前にまず、今日保育所における第三者評価事業の実施が必要になった背景について、「新保育所保育指針の実践的解説」⁽¹⁾を参考に、我が国の保育所の歴史と今後期待される役割を整理することにより考えることにしよう。

我が国の保育所は、昭和22年の児童福祉法の制定により児童福祉施設の一つとして誕生し、措置制度を背景に全国に普及し、それぞれの保育所

がほぼ等質的な水準の保育を行う全国一律のかたちで発展してきた。その結果、昭和50年代初頭頃までに量的には充足されたといえるが、その間、女性の社会進出の増大等により保育需要が多様化し、一方ではさまざまな面で家庭での子育てがむずかしくなっている状況の中で、子育てを親だけに委ねるのではなく、社会全体で支援していくとする考え方方が広がり始めた。このような家庭や地域社会における養育環境や親の養育意識の変化などによって、保育所は女性の就労と子育ての両立支援および地域の子育て家庭に対する養育支援という2つの目的にそって、時代のニーズに応じた柔軟な保育サービスを展開することが求められるようになったのである。

保育所をはじめとする児童福祉施設の基本的枠組み、即ち措置制度を主体とするシステムの骨格は、戦後の混乱期に設定され、その後さまざまな改正が行われてはきたものの、50年の間基本的には変えられることはなかった。しかしながら、上述の、時代のニーズに応じた柔軟な保育サービスを展開するためには、措置制度を主体とする基本的枠組みでは不十分な事態が生じてきたのである。

この保育制度について1年間検討を重ねた諮問機関「保育問題検討会」では意見が二つに分かれたまま、1994(平成6)年、措置制度充実と利用制度導入という両論併記の報告書を厚生省に提出し、このことは関係方面にさまざまな関心や議論を呼び起こすことになった。

長く続いてきた措置制度は、施設運営を安定させ、保育内容を一定水準に維持する上で、保育所の発展に大きく寄与してきたといえるし、保育に欠ける乳幼児の福祉の保障という面で重要な役割を果たしてきたことはいうまでもないが、今日の児童福祉をめぐる状況は、時代とともに著しく多様化、複雑化、高度化してきており、行政の関与

保育士養成校教員として児童福祉施設福祉サービス第三者評価事業に携わる意義

は必要な限りにとどめ、利用者の選択や保育所の主体的判断を尊重する方向で制度そのものを見直すことが求められたといえるだろう。

そして 1998（平成 10）年児童福祉法が改正され、児童福祉の基本理念が子ども福祉から子ども家庭福祉へと移行し、保育所は措置施設から利用施設へと大きく制度改革することになったのである。

利用制度の下では、利用者が利用しやすい状況を提供することが求められることになり、児童福祉法において、保育所の地域住民に対する情報提供に関する努力義務が規定されることになった。その条文は以下のとおりである。

（保育所の情報提供等）

第 48 条の 2 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うように努めなければならない。

このような基礎構造改革は児童福祉のみでなく、福祉全体の動向であり、2000（平成 12）年社会福祉法も改正され、社会福祉事業者の利用者に対する情報提供に係る努力義務が規定され、さらに福祉サービス評価に係る努力義務についても規定されることとなったところである。

各々の条文は以下の通りである。

（情報の提供）

第 75 条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この節及び次節において同じ。）を利用しようとするものが、適切かつ円滑にこれを利用することができるよう、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うように努めなければならない。

② 国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第 78 条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉

サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

② 国は、社会福祉事業者の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

以上のような時代の趨勢から、保育所も利用者に資する情報を提供する必要が生じ、保育所に対しても第三者評価事業が導入されることになったのである。

III 第三者評価事業の概要

（1）第三者評価事業とは

それでは第三者評価事業とは一体どのようなものであろうか。

厚生労働省報告書⁽²⁾によると、第三者評価事業とは「事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業」であると定義されている。

評価が保育事業者自身や保育所の利用者といった当事者以外の、正に第三者による評価であること、そして、専門的かつ客観的な立場からの評価であることが重要な要件である。

この要件を充たすことによって初めて、保育所を利用している者や利用しようとしている者が保育サービスの内容を十分に把握できるようになるであろうし、また、個々の保育事業者が保育所運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に係わる取り組みを促進することが可能になると考えられる。

ところが、保育の現場からは当初、第三者評価事業を受けることに対して大きな抵抗が存在していたようである。この抵抗に関しては、サービス評価という言葉に対する抵抗感と評価されることへの抵抗感であろうとの分析がなされている⁽³⁾。

確かに保育サービスという言葉が使い始められた頃には、保育士達から「保育がサービスだなんて」という言葉が聞かれたものである。日本語の中でサービスというと、無料で提供される付け足し的なあまり価値のないものというニュアンスを

感じることが多かったようであるが、一方では医療サービス、公的サービスといった言葉もあり、報酬をもらって感激と満足を与えるのが保育サービスである⁽⁴⁾という考え方もある。

抵抗感の2つ目は、第三者評価事業を受けることは外部から批判を受けることと受け止めていることからくる抵抗感であろう。

我が国の保育所制度は、公的に委託された事業で、制度確立後50年着実に積み上げてきた実績がある。そしてすべての認可保育所は厳しい行政監査を真摯に受けているのに、何故またその上チェックを受ける必要があるのかという疑問から生ずる抵抗感である。

ここで第三者評価事業と行政監査との違いにふれておこう。

図1⁽⁵⁾に示されるように、行政監査は(省令)児童福祉施設最低基準に定められた最低基準・指定基準のチェックが目的である。それに対して、第三者評価は、行政監査でチェックされるハード面は充たされていることを前提にして、実際のサービスの水準つまり保育の内容(保育の質)をチェックすることが目的なのである。

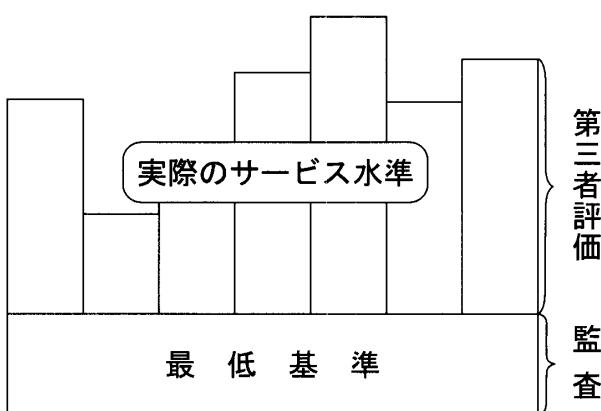


図1 第三者評価と最低基準及び監査との関係

(2) 第三者評価事業で評価される内容

それでは、第三者評価事業で評価される内容はどのようなものであろうか。

評価される内容とは(1)で述べたように、行政監査でチェックされる最低基準・指定基準は充たされていることを前提に評価される側面、即ち、保育の根幹をなす質的側面である。

全国保育士養成協議会(HYK)では1998(平成10)年度からの作業と試行事業を経て、評価する内容を、保育サービスの柱と考えられる「子どもの発達援助」「子育て支援」「地域の住民や関係機関等との連携」「運営管理」の4つに集約している。これが『評価対象』と呼ばれるもので、事業者が提供する福祉サービスを対象別・機能別に大別したものと言える。『評価対象』は『評価対象』をさらに基本的な機能別にした『評価分類』から構成される。そして『評価分類』についての具体的な達成目標を『評価項目』と呼び、試行段階で精選された52項目から構成され、これが実際の評価を行う項目となるものである。因みに、児童擁護施設、乳児院、母子生活支援施設の評価項目数は、夫々74、56、63である。

「評価対象」「評価分類」の関連を表1⁽⁶⁾に示す。

表1 福祉サービスの第三者評価基準(保育所)の構成

評価対象	評価分類	評価項目数
I 子どもの発達援助	1 発達援助の基本 2 健康管理・食事 3 保育環境 4 保育内容	5 6 2 11
II 子育て支援	1 入所児童の保護者の育児支援 2 多様な子育てニーズへの対応 3 地域の子育て支援	5 1 2
III 地域の住民や関係機関等との連携	1 地域の住民や関係機関・団体との連携 2 実習・ボランティア	7 2
IV 運営管理	1 基本方針 2 組織運営 3 守秘義務の遵守 4 情報提供・保護者の意見の反映 5 安全・衛生管理	2 3 1 2 3

(3) 第三者評価事業の実際

第三者評価事業の実際については、保育所が行う自己評価の結果をもとに、利用者の認識も参考にした上で、評価調査者が実地調査を行い、総合的な評価を行うものである。

第三者評価を受けようとする保育所が第三者評価機関である全国保育士養成協議会(HYK)に受審を申し込むと、HYKから調査票と利用者アンケート用紙が送られてくる。

保育所は、調査票にある52の評価項目の一つ一つについて自己評価するのであるが、52の評

保育士養成校教員として児童福祉施設福祉サービス第三者評価事業に携わる意義

価項目の各々には2~3の判断基準が示されていて、そのいずれかに評価するしくみになっている。
(資料1⁽⁷⁾参照)

評価項目の中で具体性をもった項目は判断基準と総合判断基準が示され(資料2⁽⁸⁾参照)、そのいずれにも回答しなければならない。また、項目にはない事柄で園の特徴として特にあげたいものについては、「特記事項」欄に記述できるようになっ

ている。(資料3⁽⁹⁾参照)

自己評価を終えた保育所は、評価し終えた調査票を評価調査チームの代表者に返送する。

HYKから保育所に送られてきた利用者アンケートについては、保育所はHYKの指示通り(無作為抽出ができるように指示がなされている)在園児の3分の1の保護者を回答者として抽出し、保護者に配布する。

資料1

I. 子どもの発達援助

I-1 発達援助の基本

I-1-(1) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。 [1] (□は通し番号、以下同じ)

【判断基準】

- a) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。
- b) 保育計画は、保育の基本方針に基づき作成されているが、地域の実態や保護者の意向等は考慮されていない。
- c) 保育計画が、保育の基本方針に基づいていない。

I-1-(2) 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。 [2]

【判断基準】

- a) 定期的に指導計画の評価を行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。
- b) 定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果が指導計画に反映されていない。
- c) 定期的に指導計画の評価を行っていない。

資料2

I-2-(11) 食事を楽しむことができる工夫をしている。 [11]

【判断基準】

- ア 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。
- イ 食器の材質や形などに配慮している。
- ウ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- エ 子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。
- オ 子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
- カ 時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫がある。
- キ おやつは、手作りを心がけている。
- ク 旬のものや季節感のある食材やメニューを取り入れている。
- ケ 嗜好や喫食状況に基づき食事内容を改善している。
- コ 子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。
- サ 子どもが配膳や後片づけなどに参加できるよう配慮している。
- シ 調理作業をしている場面を子どもたちがみたり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。

【総合判断基準】

- a. 食事を楽しむことができる工夫をしている。
- b. どちらかといえば工夫をしている。
- c. 工夫をしていない。

資料 3

<p>I - 1 - (5) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。 [5]</p> <p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> a) ケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。 b) ケース会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。 c) ケース会議を開催していない。 <p>I - 1 発達援助の基本の特記事項</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 10px;"></div> <p>I - 2 健康管理・食事</p>
--

利用者（保護者）はアンケート用紙を園から受け取るが、その後は園を通過することなく、評価調査者へ直接返送する仕組になっているので、忌憚なく回答することができる。

自己評価票と利用者アンケートを受け取った調査者は、アンケートを集計し、調査員同士事前打

ち合わせをして実地調査に備える。

実地調査当日は園との打ち合わせ、施設内視察の後、3名の調査者は役割分担の上、施設長、保育士等へのヒアリング、保育の内容調査を行う。平成14年度評価事業における3名の調査者の役割分担は資料4⁽¹⁰⁾を基本に行われた。

資料 4

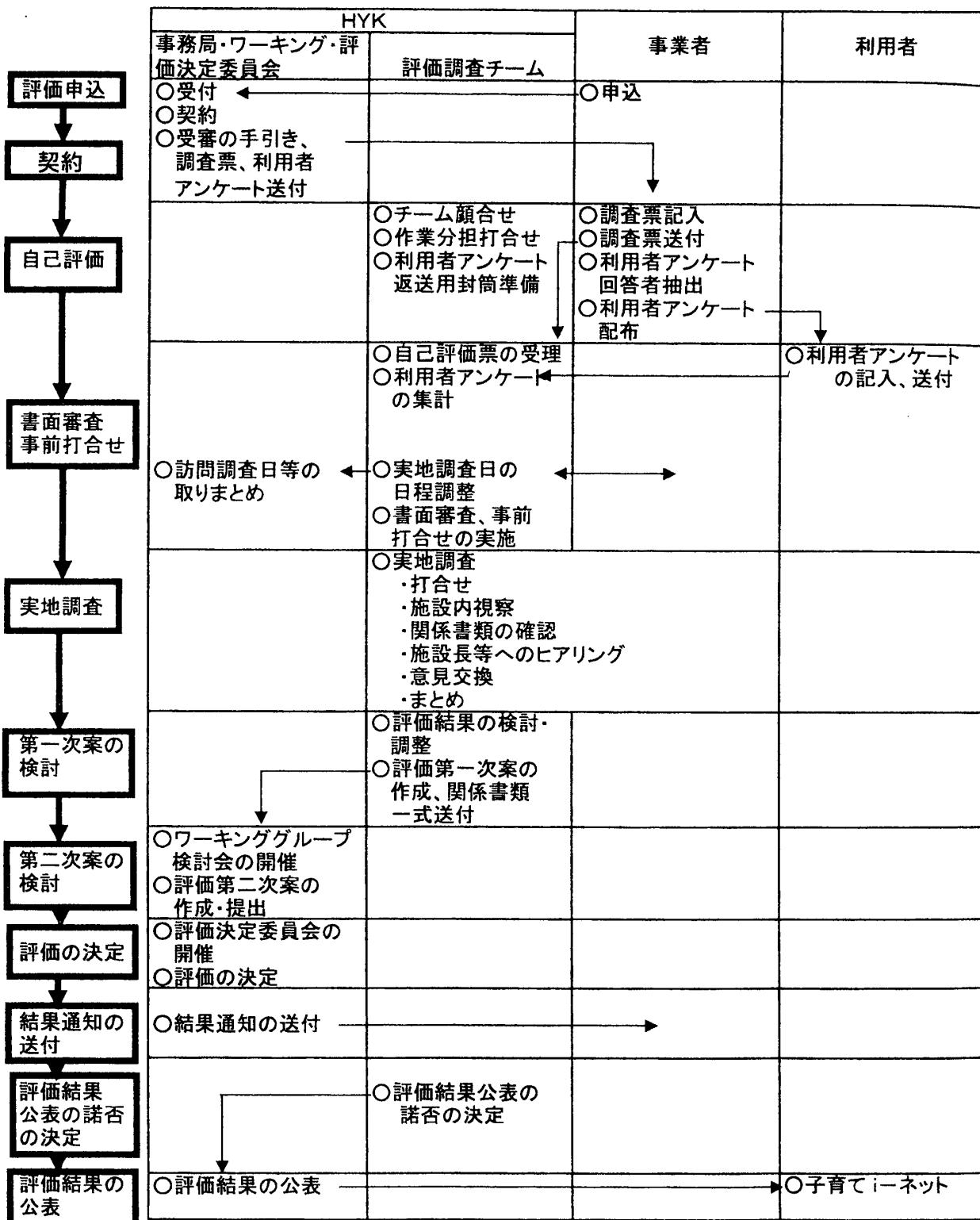
◇訪問調査当日のタイムスケジュール（基本） *□は評価調査者（A）（B）（C）のうち誰が担っても良い。この役割分担の組み合わせについては各チーム内で調整する。

時間帯		内 容
1	9:30 ~ 10:00	調査評価者間の打ち合わせ①
2	10:00 ~ 10:30	園との打ち合わせ (1) 目的・方法の確認 10:00 ~ 10:15 (2) 保育園の概要の確認 10:15 ~ 10:30
3	10:30 ~ 12:15	*ヒアリング・記録の確認 ◇ 园長・主任 *保育の観察 □ 午前
4	12:15 ~ 13:30	昼食及び調査者間の打ち合わせ②
5	13:30 ~ 16:00	*ヒアリング ◇ 保育士、◇ 他職種等 *保育の観察 □ 午後
6	15:30 ~ 16:00	調査者間の打ち合わせ③
7	16:00 ~ 17:00	*保育の観察 □ 夕方
8	17:00 ~ 17:30	調査者間の打ち合わせ④
9	17:30 ~ 18:00	* ヒアリング ◇ 补足（园長等） * 保育の観察 □ 补足
10	18:00 ~ 18:30	調査評価者間の打ち合わせ⑤

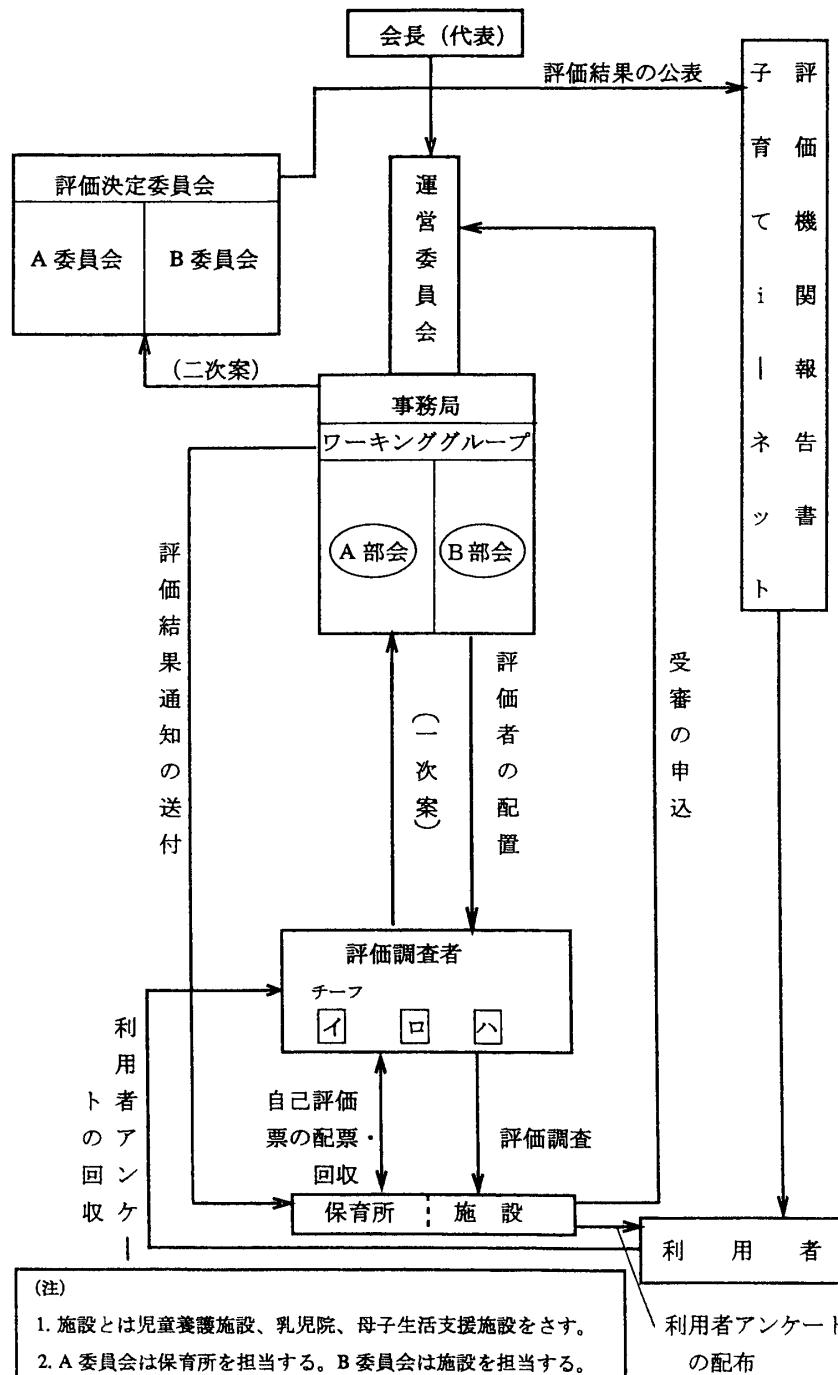
調査評価者 A	調査評価者 B	調査評価者 C
ヒアリング・記録の確認 ◇园長・主任 10:35 ~ 12:15	保育の観察 □ 午前 0 ~ 2歳児 10:35 ~ 11:15	保育の観察 □ 午前 3 ~ 5歳児 10:35 ~ 11:15
	保育の観察 □ 午前 3 ~ 5歳児 11:15 ~ 12:15	保育の観察 □ 午前 0 ~ 2歳児 11:15 ~ 12:15
ヒアリング ◇ 児童士・調理師等 13:30 ~ 14:00	ヒアリング ◇ 保育士 ① 13:30 ~ 14:00	
看護士等保健担当者への ヒアリング ◇ 14:00 ~ 14:30	ヒアリング ◇ 保育士 ② 14:00 ~ 14:30	
保育の観察 □ 午後 0 ~ 2歳児 14:30 ~ 15:00	ヒアリング ◇ 保育士 ③ 14:30 ~ 15:00	
保育の観察 □ 午後 3 ~ 5歳児 15:00 ~ 15:30	ヒアリング ◇ 保育士 ④ 15:00 ~ 15:30	
保育の観察 □ 夕方 保護者との関わり 16:00 ~ 17:00	保育の観察 □ 夕方 0 ~ 2歳児 16:00 ~ 17:00	保育の観察 □ 夕方 3 ~ 5歳児 16:00 ~ 17:00
保育の観察 □ 补足	ヒアリング ◇ 补足（园长等）	

保育士養成校教員として児童福祉施設福祉サービス第三者評価事業に携わる意義

資料5 第三者評価事業の流れ



資料6 HYK 福祉サービス機関システムの構造(模式図)



3名の調査者は後日、評価結果を検討・調整し、評価第一次案を作成し、HYK事務局へ送る。HYK事務局は、ワーキンググループ検討会を開催し、評価第一次案を基に評価第2次案を作成し、評価決定委員会はこれを受けて評価を決定する。

評価決定委員会は保育所へ評価結果を通知し、公表の諾否を打診した後、評価結果を公表する。

結果の公表については「評価結果を公表する事業者は、基本的には、第三者評価を受けたすべて

の事業者とする」と公開が原則となっているが、公表の諾否は評価対象施設が判断するものであり、公表を控えることもありうる。

その後利用者はいつでもネット(財団法人こども未来財団子育てi-ネット)上で保育内容を見ることが可能になる。

以上が保育所の受審の申し込みから結果の公表までの一連の流れであるが、流れと組織図を示しておく(資料5⁽¹¹⁾、資料6⁽¹²⁾参照)。

IV 第三者評価事業の意義と問題点

(1) 保育所が第三者評価を受けるメリット

Ⅱにおいて、保育所が第三者評価を受けることに対しては根強い抵抗感があると述べたが、平成15年度も、平成14年度とほぼ同数の受審の申し込みがあり、第三者評価を受けることに対して意義が見出されているものと考えられる。平成14年度5会場で行われたシンポジウム⁽¹³⁾では、保育所が第三者評価を受けるメリットについて以下のように纏められている。

- ① 福祉サービスの問題点や課題等の把握ができ、サービスの質の向上のための目標設定ができる。
- ② 利用者アンケートの分析結果を通して、福祉サービスに対する利用者の声を把握することにより、利用者のニーズに適切に対応することができ、利用者からの信頼が高くなる。
- ③ 福祉サービスの向上のための課題を明確にすることにより、職員の意欲を高めることができる。
- ④ 評価結果を公表することにより、利用者への情報提供を充実するとともに、サービスの改善に向けて努力している事業者であることを社会に示すことができる。

保育士一人一人が日々自己の保育を見直し、明日の保育に活かすことは当然行われているはずであるし、各保育所は保育所全体の保育を常に見直し、次の保育に活かす努力がなされているであろう。しかしながら現実には、時代とともに保育環境が変化し、保育所に求められるニーズが増大する中で、目の前の問題に多大のエネルギーが費やされ、子どもにとって根幹的であるはずの日常の保育に関しては、ついこれまで踏襲してきたやり方を当然のこととしてしまっている側面もなきにしもあらずである。第三者評価基準に基づいて当該保育所の保育を振り返ってみて、見落としていた点に気付いたり、今日の前にいる子どもの発達にとって何が重要であるのかについて考える機会をもつきっかけになるのではないだろうか。

保護者からの声についても、日頃登園・降園時にコミュニケーションが図られているであろうし、保護者と保育者の間には十分信頼関係が築かれているかもしれない。それでも、長時間我が子を預けている園に対して本音を出し難い面もあるかも

しれない。また、保育所の方では十分機会を設けているつもりでも、保護者一人一人はそう受けとめていない点があるかもしれない。第三者評価事業の利用者アンケートは保護者から直接調査者に返送する仕組になっており、保護者の本当の気持ちを理解する手立てになるものと考えられる。

勿論、保護者の要望等を全面的に、無条件に聞き入れるべきだという意味ではない。例えば、学生の授業評価においても、自分自身の受講態度を厳しく評価する学生よりも、甘く評価する学生に、教員の授業を厳しく評価し、注文する傾向が往々にしてみられる。しかし、授業改善のためにはそれらの学生が感じていることにも耳を傾ける必要はあるだろう。筆者自身昨年度評価事業の中で、園側はサービスしていると考えているし、客観的にも行われていると思われる点（個別面談、感染症の通知等）で保護者からの不満が記載されており、双方の認識の差を改めて認識することとなった。

さらにメリットの大きなものとして、職員の意識高揚が挙げられるだろう。平成14年度愛知県保育所長研究会⁽¹⁴⁾でも、試行事業協力園の所長から「第三者評価試行事業を受けることになって、保育のすべての面を見なおすことになり、条件を整えることにもなったし、何よりも、一人一人の職員の保育への取り組みの意識を高める結果になったことが収穫だった」との発言がなされた。

以上のように、第三者評価事業に対しては、これまで行われてこなかったことに対する抵抗感は早急には拭えないかもしれないが、さまざまな利点が考えられるのであり、各保育所が第三者評価事業を上手く活用していく方向に進めばと思う。

(2) 養成校教員が調査者になることの意義

次に、養成校教員が調査者になることに関して考えてみよう。

Ⅲ(3) 第三者評価事業の実際で若干述べたように、調査者が保育所に調査に出向く際には、1チーム3名で出向くことになっている。

評価調査者の要件は、①児童福祉等の学識経験者、児童福祉施設の施設長（経験者）等で、当該業務を5年以上経験している者 ②評価調査者養成研修を受講している者 という2つの要件を充たしていることである。

また、①子どもの最善の利益 ②信用失墜行為の禁止 ③守秘義務 ④公正と中立の確保 ⑤福祉実践への敬意 ⑥資質の向上 という 6 点に関しての「倫理規定」、評価調査の内容と結果の漏えいの禁止、評価対象施設への関与の制限、質疑の内容の制限等 7 項目の「服務規定」も定められている。

なお、調査者の任期については 2 年 3 期までとされている。

現在、全国統一の第三者評価機関が全国保育士養成協議会のみということから、調査者資格者は勢い養成校教員が多数を占める結果となっている。

筆者も、平成 14 年度実際に調査者となって丸 1 日保育所に詰めるという経験をして、第三者評価事業に対してさまざまなことを感じたのであるが、養成校教員が評価調査者になることの意義について考えてみたい。

養成校教員は、日頃実習生を送り込み、たとえ実習科目を担当していなくとも巡回指導で園を巡回したり、また、共同研究のため保育所に長時間逗留するなど、各教員毎に程度の差はあっても、園との関わりはそれなりにはあると考えられる。しかし、長時間にわたって、子どもの様子、保育士と子どもとの関わり等のみを集中して観察する機会を持つことのできる教員はどれ程いるであろうか。

筆者も平成 14 年度調査者として、朝の登園前の時間帯から延長保育に入った午後 6 時 30 分まで保育所に逗留し、子ども達や保育者に直に触れ、実習の巡回指導時には恐らく観察できないであろう所まで隈なく観察することができた。長時間触れ合う中で子ども達が見せてくれた素顔によって子ども達が求めている保育について考えさせられた。そして、現場で何が課題となっているのか、望ましい保育の質を確保するにはどのような条件整備が必要なのかを考えさせられた。

今更いうまでもなく、養成校教員は、各々の因つて立つ学問領域は多岐にわたってはいるが、一様に保育者の卵を教育している。保育のあるべき姿を念頭に各々の教科目を教授するのであるが、特に子どもを取り巻く環境の変化が著しい今日、現実の姿も熟知した上で学生達に教授する必要があると思われる。調査員を経験することは、実際の

保育の姿や保護者の実態を知り、望ましい保育の質を考える機会になり、それは必ず学生指導に活かされるものと思う。

勿論、教員として良い経験になったというだけではすまされないであろう。第三者評価が何のため、誰のために行われるのかを考えた時、評価事業を通して子どもの最善の利益のためになすべきことは何であるかを模索しなければならないと思われる。

V 第三者評価事業の今後

1998 年に児童福祉法が改正され、児童福祉の基本理念が子ども福祉から子ども家庭福祉へ大きく転換したことは先に述べた通りであるが、児童福祉法はその後 2001 (平成 13) 年にも一部改正され、保育士の名称独占資格化が明文化されたことになった。その条文は以下の通りである。

第 18 条の 4 保育士とは、第 18 条の 18 第 1 項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

以上の 2 度に亘る児童福祉法改正の間、1999 (平成 11) 年には保育所保育指針が改訂され、また、それまでの「保母」という名称が「保育士」へ変えられることとなった。その結果、社会から保育士に対する期待は以前にも増して高まり、子ども家庭福祉に関連するさまざまな施策が打ち出されたことにより、保育士の業務はますます複雑多岐にわたっているのが現状であろう。

しかしながら、社会で子育てするということは、保護者が主体的に子育てできるように社会が支援することであり、親のニーズ、社会のニーズという大義名分のもとに子ども不在の支援になることは決してあってはならないはずである。

このような時代背景の中での第三者評価事業も、保育の質をどのように考えるかという根本的な問題の検討、調査項目についての検討、具体的な方法についての検討等々様々な問題はあるが、少なくとも、子供の最善の利益を守るために保育の質を向上させる方向に進まなければと思う。

保育士養成校教員として児童福祉施設福祉サービス第三者評価事業に携わる意義

【注】

- (1) 「保育所保育指針の実践的解説」編集委員会
(編) 1995 保育所保育指針の実践的解説
全国社会福祉協議会
- (2) 児童福祉施設等評価基準検討委員会 2002
児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価基準に関する報告書
- (3) 山縣文治 2002 現代保育論 ミネルヴァ書房
- (4) 平成15年度全国保育士養成セミナー シンポジウム「保育実践と施設経営—その現実と課題」におけるシンポジストの発言
- (5) 福祉サービスの質に関する検討会 2001
「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」より転載
- (6) 社団法人全国保育士養成協議会 HYK 福祉サービス評価機関平成15年福祉サービスの第三者評価基準マニュアル保育所用 より転載
- (7) 平成14年 厚生労働省等主催シンポジウム「保育所の第三者評価の活用を考える」資料 より転載
- (8) 同上
- (9) 同上
- (10) 社団法人全国保育士養成協議会 児童福祉

施設福祉サービス第三者評価機関 平成14年度調査者事前研修資料

- (11) 社団法人全国保育士養成協議会 HYK 福祉サービス評価機関 児童福祉施設福祉サービス第三者評価平成15年度概要書 より転載
- (12) 同上
- (13) 厚生労働省等主催のシンポジウム「保育所の第三者評価の活用を考える」が平成14年度全国5か所で行われた
- (14) 愛知県社会福祉協議会主催平成14年度保育所長研究会 シンポジウム「選ばれる保育所となるために—第三者評価について考える—」

【参考文献】

- 柏女靈峰・山縣文治(編著) 1998 新しい子ども家庭福祉 ミネルヴァ書房
- 中山徹・杉山隆一・保育行財政研究会 2003 保育所の第三者評価—どこが問題か— 自治体研究社
- 新保育士養成講座編纂委員会(編) 2002 新保育士養成講座 家族援助論 全国社会福祉協議会

To be an Accreditation Surveyor for Child Welfare Facilities is Meaningful for Nursery Training School Teachers

Narita, Tomoko*

現在の我が国では、新しい時代を切り開くためにさまざまな改革が進められようとしているが、子ども家庭福祉の分野でも、制度の見直しを具体化する一つの仕組として第三者からの評価が求められることになった。まず、保育所における第三者評価事業の実施が必要になった背景について、我が国の保育所の歴史と期待される役割を整理することにより纏めた。次に、社団法人全国保育士養成協議会が実施する児童福祉施設福祉サービス第三者評価事業を中心に、保育所における第三者評価事業の内容と実際にについて概観した。そして、保育所が第三者評価を受けることのメリットを考え、養成校教員が調査者として第三者評価事業に携わることの意義について考察した。調査者として丸1日保育所で過ごすことにより、保育の現場を実感として把握でき、学生指導に活かすことは必ずできるが、それに止まらず、望ましい保育の質について考える責務を指摘した。現在の第三者評価事業は、今後いくつかの点で改善されなければならないであろうが、少なくとも、子供の最善の利益を守るために保育の質を向上させる方向に進まなければならぬと考える。

キーワード：保育所における第三者評価、社団法人全国保育士養成協議会、保育の質、評価調査者、子どもの最善の利益

**Nagoya Ryujo (St. Mary's) College*